

地域主権戦略会議提出資料

「義務付け・枠付けの見直しについて」……………P1

「補助金等の一括交付金化について」……………P2

「出先機関の原則廃止に向けて」……………P3

平成23年11月25日

地域主権戦略会議 議員
埼玉県知事 上田清司

義務付け・枠付けの見直しについて

1. 第3次見直しについて

1. 義務付け・枠付けの見直しが、着実に進捗していることは評価。まずは法案の早期成立を図るべき
2. ただし、地方が提言した52条項を含め、見直しが未だ不十分。更なる検討・見直しが必要

《地方からの主な要望》

保健所長の医師資格要件の廃止（保健所内に医師を配置すれば医学的知見の確保は可能）

《見直し結果》

見直されず

高校学習指導要領の大綱化・弾力化（必修科目の設定や標準単位数等に地方の裁量を認めるべき）

先送り

地域包括支援センターの人員配置基準の委任（地域の実情に応じて条例で定めるべき）

「従うべき基準」を設定

2. 今後の見直しについて

1. 1次～3次の見直しで積み残された条項について、速やかに見直しを行うべき

- ・ 見直しが見送られた条項や勧告どおりに行われなかった条項の中には、現場からのニーズが強いものが積み残されている。
- ・ 地方の意見を踏まえ、地方分権改革推進委員会の勧告に即して、速やかに見直すこと。（1次一括法附則47条）

《現場のニーズが強い項目の例》

- ・ 農業普及指導員の資格の条例委任
- ・ 公営住宅を処分した場合の制限の撤廃
- ・ 地域森林計画の大臣協議の廃止 など

2. 「従うべき基準」について、廃止又は参酌基準に改める見直しを行うべき

- ・ 自治事務を法令で一律に縛る「従うべき基準」の設定は、新たな義務付け・枠付けを行うもの。
- ・ 地域主権改革の理念に基づいて基準のあり方を再検討し、速やかに見直しを行うこと。（1次一括法附則46条等）

《従うべき基準の設定》

- ・ 1次見直し 32条項(全体44条項中73%)（保育所の乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準、保育士等の配置基準等）
- ・ 2次見直し 33条項(全体69条項中48%)（生活保護法における保護施設の面積基準、医師等の職員の資格基準、職員の配置基準等）
- ・ 3次見直し 5条項(全体5条項中100%)（指定居宅介護支援事業所の従業員の資格基準、人数など職員配置基準等）

補助金等の一括交付金化について

1. 地域自主戦略交付金の「進化」に向けて

1. 地域自主戦略交付金の更なる拡充と総額の確保を図るべき

- ・ 第9回地域主権戦略会議(H22.12.16)では、地域自主戦略交付金の当面の規模を「1兆円強」と決定した。
- ・ しかし24年度概算要求は5,376億円。日本再生重点化措置分(768億円)を除けば前年比▲10%。
- ・ まずは、地域自主戦略交付金の「進化」に向けた一里塚として、「1兆円」の確保を目指すべき。

2. 社会資本整備総合交付金をさらに一括交付金化するなど、対象の拡大を図るべき

- ・ 社会資本整備総合交付金は、本年度、2.2兆円のうち0.4兆円が一括交付金化された。
- ・ しかし一括交付金化されたのは道路修繕工事などの小規模事業のみで、大規模な道路の新設などは対象外。
- ・ 地域自主戦略交付金に大幅に取り込むことにより、地方の自由度を向上すべき。

《 現行の取り扱い 》

道路=修繕や小区間の改良などに限られている。

住宅=戸数が200戸未満の公営住宅団地の整備に限られている。

公園=面積が10ヘクタール未満の都市公園の整備に限られている。



「ひも付き補助金の対象範囲は、最大限広くとる」
(地域主権戦略大綱)との基本的考え方に基づき、
これらの制限は撤廃すべき。

3. 地域自主戦略交付金の運用改善を図るべき。

- ・ 府省ごとに行っている交付申請・決定、実績報告等を内閣府に一元化するなど、手続きを簡素化すべき。

2. 経常補助金の一括交付金化について

1. 地方の自由裁量の拡大に寄与する事業を一括交付金化の対象とすべき

- ・ 地域の実情に即した事業の選択が可能となるよう、地方と十分協議した上で対象補助金を選定すべき。

2. 一括交付金化に当たっては、対象となる現行の補助金と同額以上の額を確保すべき

出先機関の原則廃止に向けて

1. 広域的实施体制

1. 法案化を速やかに進めるため、基本的枠組みの議論をスピードアップすべき

- ・ 国が示した「検討課題」は、いずれも制度設計の工夫で解決可能。
- ・ 「地域のことはできる限り地方にゆだねる」地域主権改革の理念を踏まえ、国の関与は極力排除すべき。

迅速な意思決定



広域連合長の下、迅速な意思決定が可能。必要に応じ理事会制などを導入。

国の関与のあり方



国の関与は極力なくすべき。包括的な指揮監督権は認めるべきでない。

移譲の例外



丸ごと移管が原則。例外を認めると、府省の自己仕分け同様改革が骨抜きになる。

2. 先行3機関を出発点にさらなる移管を押し進め、「出先機関の廃止」に結び付けていくべき

- ・ 3機関(経済産業局、地方整備局、地方環境事務所)移管の成果を検証し、丸ごと移管を拡大していくことが重要。
- ・ 「広域連合」以外の広域連携体制にも広域事務の移管を進めるべき。
(都道府県間連携で実施可能な広域事務は多い)

2. ハローワーク、直轄道路・河川、共通課題

○ アクション・プランの3チームの会合を速やかに開催し、停滞している議論を前に進めるべき。

■ハローワーク

41都道府県が「移管を求める」特区提案を提出。8か月経っても国の回答なし。



地方からの提案に対し、国は明確な理由を示して速やかに回答すべき

■直轄道路・河川

「財源措置の枠組み」提示が個別協議の大前提。



議論を前進させるため、国に代わって地方から財源フレーム試案を提示する予定

■共通課題

府省が自己仕分けした48事務は「並行権限」「事務の実体なし」等問題が多い。



地方が求める3分野(農地転用、中小企業等支援、地域交通)の事務と一体的に移管協議を開始すべき